

國學院大學学術情報リポジトリ「K-RAIN」

柄澤照覚の神誠館と高島暦：
易・暦書出版と宗教の接点

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 國學院大學 公開日: 2025-04-09 キーワード: 作成者: 今井, 功一 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/0002001549

柄澤照覚の神誠館と高島暦 ——易・暦書出版と宗教の接点——

今井 功一

1. はじめに

本稿は、明治30年代から昭和20年代にかけて出版事業者、占術家、宗教家として活動した柄澤照覚（1865～1944）という人物について、伝記的事実および業績を整理し、彼と彼の「高島暦」を研究史上に位置づけるものである。

柄澤照覚は多数の著作¹を出版し、暦書及び占書等の販売で成功を収めた人物である。「現代の日本では年末になると、(略)書店で「高島暦」などと銘打たれた六曜などのお日柄の情報(暦注)を記載された暦が販売されている。」²、とされるように、高島暦は近現代日本の暦文化において一定の存在感を示すものではあるが、「彼の名を冠せた“高島暦”や、“高島姓の易者”(略)吞象・高島家とは関係のない人たち」³、あるいは「高島嘉右衛門の易断」というと、いわゆる“高島易断所”を混同・連想される向きがほとんどのようではありますが、両者はまったく関係がありません⁴とするような、否定的な言及がほとんどである。小池淳一によるお化け暦の研究において「「お化け暦」から「高島暦」への変化」⁵と言及されることはあっても、その性格等について詳しく検討されることはなかったと言ってよからう。

柄澤照覚と彼の著作については、研究の対象とされることはなかったものの、必ずしも完全に忘れられた存在というわけではない。例えば、1980年代にはさわね出版⁶や史籍出版⁷、2000年前後には八幡書店⁸といった出版社が柄澤照覚の著作を復刻している。また、志村有弘編「庶民宗教民俗学叢書」というシリーズの第2巻に『神拝祭式加持祈祷神伝』が収められている⁹。ただし、いずれのケースであっても解題や解説は付されておらず、柄澤照覚及び彼の著作を解説し位置づけるようなことはされてこなかった。

また、高島暦とはどのようなものでどのような歴史を持っているのかについても、必ずしも顧みられてこなかった。簡単に次のようなものを高島暦とすることができるであろう。すなわち、高島暦は①高島嘉右衛門(天保3(1832)年～大正3(1914)年)または彼の著作『高島易断』あるいは彼による易占をその名に借用した暦書または暦類似書、②高島易断をその名に関する組織により発行される暦書または暦類似書、である。『高島開運暦』などと題したもの(①)もあれば、タイトルは『運勢暦』とするものであっても発行元が「高島易断総本部」などといったもの(②)もあり、いずれも高島暦としてとらえられるものである。こうした高島暦の創作者がまさに柄澤照覚なのであり、彼が創作した高島暦が類似の出版物の氾濫を生んだ。

2. 柄澤照覚について

柄澤照覚は多数の書籍を著しているが、決して自己言及的でなく、自伝の類を著していない。また、著作の多さに比べて教義書のようなものも少ない。とりわけて独自の教義や信仰

体験が語られることはむしろないといったほうが適切なほどである。しかし、当時はある程度名が知られており、それゆえに一定程度の信用を得ていた存在であったらしい。当時の読売新聞「易者の生活と裏面（一）」という記事には「▲易者の素性 易者と云つてもずいぶん階級がある、湯島の神誠館や浅草の幹枝教会や芝の石龍子などの様に好かれ悪かれ社会の信用を失はずに堂々と門戸を張つて居るものも有れば（略）」¹⁰と柄澤照覚の経営する神誠館に好意的な記述がある。しかし柄澤照覚の生涯を詳細に知るほどには情報は多くない。

柄澤照覚は、慶應元（1865）年8月6日、越後国中魚沼郡千手町に柄澤増蔵の次男として生まれ、本名を庄八という¹¹。柄澤照覚は、当初は越後縮の反物の行商人として上京したところ、「角兵衛治氏の真似」や「米搗男」などうまく立ち回る器用さを持ち合わせており、とりわけ追分節の腕前によって、神田で芸人の下働きを務めるようになったという¹²。柄澤照覚が易書の出版に当ってその権威と頼んだのは、高島吞象こと高島嘉右衛門であった。実業家として大成したのち易に没頭した高島自身も、易と宗教の関連に着目し、杉浦重剛を通じて訳した自著『高島易断』をシカゴで行われた万国宗教大会で頒布した。また、占いから宗教団体の形にした人物に熊崎健翁がいる¹³。熊崎は、心道ちゅうしんどうなる宗教を興し、現在も、心会ちゅうしんかいとして存続している。熊崎式速記術を発明し、成功した後には占い師に転ずる熊崎は、むしろ高島嘉右衛門との類似が指摘できるかもしれない。このころ、高島嘉右衛門と交誼を得たようであり、その後、出版社を創業して門人を称するようになる。

高島嘉右衛門とその「門人」をめぐるのは、様々な見解がある。高島嘉右衛門は弟子をとっていないため門人はいないとするもの、高島嘉右衛門とその子孫が認定した弟子は数人に限られるというもの¹⁴などがある。大正期の政治家・文化人等の人物評集を著した河瀬蘇北は、柄澤照覚も取りあげているが、関連して高島嘉右衛門に言及し、「易では確かに日本一の名を売ったが、門人に対する態度は、頗るだらしがなかった、頼まれさえすれば、何処の馬の骨だか、一切判らぬ人物にでも、委細構わず門人と称する事を許してやった」と評すし、それゆえ高島易の本部の濫立や「俗悪無頼」な売卜者を生んだとする¹⁵。誰でも門人を称することを許されたというのである。

易者・占い師とその業界情報を掲載していた月刊紙である『陰陽新聞』紙上の投書欄には、例えば、地方の読者から当地に寄留している易者を名指しして「高島の門人と称するが近頃高島の名を騙る者が多い此人或は其群ならんか」という問い合わせが寄せられている。これについて『陰陽新聞』側は、「其は確に高島方に居て易学を研究した人で興行屋とは違います」と回答するとともに、「地方を徘徊する易者に高島吞洲、高島仙象、高島吞明など様々あるが其實本姓でなく技倆もなくして本元の姓を名乗るは些差しいと思ってよかろう」と記す¹⁶。また、「近来頻りに本社へ地方より問合せ来るに付、一応高島翁へも承わり合せたる処、同所へも矢張り沢山に照会ある由にて、要は高島門人ならば、易経を暗誦し得る筈に付、何地方にても高島門人と称する者あらば、誰人か之を試験して、見事暗誦の者だったら、門人たる者と認定して宜しいとの、高島翁の話しであった」¹⁷という高島嘉右衛門の談話を紹介しており、高島自身の「門人」に対する認識をうかがわせる。

ルポライターの之上郷利昭は、神宮館や高島易断総本部などの高島暦出版社に高島嘉右衛門の関係を取材しており、彼らの関係の不確かさをうかがわせる記述を残している¹⁸。

人事録・興信録の類によると、柄澤照覚の肩書は「神誠館 書籍商」¹⁹、「陰陽師」²⁰、「株式会社浅草館 取締役」²¹、など多岐にわたるが、株式会社浅草館は嘉右衛門の弟である高

島徳右衛門が取締役を務める浅草公園の興行会社²²であり、徳右衛門も卜筮を行い、二世呑象を称していたと言²³、高島嘉右衛門没後も高島家との関わりを保持することでその権威を維持していたものであろうか。

3. 神誠館創業と高島暦『御壽寶』の刊行開始

佐藤六龍は柄澤照覚が高島嘉右衛門を訪れ、このようなやり取りがあったと記す²⁴。

「私は暦を出してみたい。これまでの暦はあまりにも古くさい。そこで先生の日本国中に知れ渡っている《高島嘉右衛門の易》というのを使わせていただき、『高島暦』を出してみたい。いかがでしょうか？」というのです。これに対し、事業家であり太っ腹の呑象は、膝をたたいて、「高島暦（ごよみ）とはおもしろい。よかろう。おやんなさい」と、心よく高島の名を使うことを許したのです。ここから『高島暦』が誕生したのです。

初対面であった高島嘉右衛門に、無名の辻占易者であった柄澤照覚が直談判して暦の出版の許可を得、「高島暦」なるものを作ることになったというのである。

柄澤照覚は高島暦に分類される出版物を刊行するよりも前の明治32（1899）年に神誠館を設立した。この時に高島嘉右衛門『高島易断』を刊行している²⁵。また、明治34（1901）年10月永楽堂（下谷区西黒門町23番地）から、高島呑象先生校閲『易学大博士』を「門人柄澤照覚」として刊行している。口絵には、筮竹を額に寄せて恭しく卦を立てる高島嘉右衛門の姿が掲載されている。発売所として、永楽堂とともに湯島4丁目5番地の神誠館も名を連ねる。高島の名を冠した柄澤照覚の活動を高島嘉右衛門が認めていたことは推察されるが、柄澤照覚が佐藤の述べるような高島の名を使った「暦」を出版する考えは、当初は柄澤照覚と高島嘉右衛門の間にはなかったのではないと思われる。新たに設立した易書出版社の最初の日玉出版物として『高島易断』を出版したのち、高島嘉右衛門の門人を名乗って自らを著者とする易書を出版し、そのうちに高島の名を関した「高島易断講究総本部神誠館」から暦に類似した出版物をするようになったということであろう。

さて、柄澤照覚は神誠館を設立し『高島易断』を大々的に売り出すと、続いて暦に似た、しかし略本暦類似の疑いをかけられない出版物の刊行に乗り出す。

明治35年1月3日『東京朝日新聞』朝刊4頁には、次のような広告を出していることが確認される。

高島易断 遠方ハ郵便にて辨ず／見料は本書中にあり／東京本郷区湯島四丁目五番地神誠館／従五位高島嘉右衛門校閲高弟当館長柄澤照覚著／明治三十五年之運氣／一冊紙類百頁正価十五／錢郵税二錢代用一割増／本書は後月発行以来非常の好評を博し三販売切れ四版出来書中ハ今年国家豊凶全国氣候毎月温度日日晴雨農作養蚕吉凶又年中厄日天災地変暴風雨及海難火災地震洪水病難各前知年中必要の開運法四十八通其他一代書一冊郵税共廿五錢全国有名書店

ここで販売が告知されているのは、「従五位高島嘉右衛門校閲高弟当館長柄澤照覚」を名乗って刊行した『明治三十五年之運氣』と題する書である。

筆者は『明治三十五年之運氣』原本を確認しておらず、書誌についても未詳であるが、広告の文句によれば、掲載された明治35年1月よりも前、すなわち明治34年中には初版発行、年明けに4版を販売しているという。

掲載内容は、「国家豊凶全国氣候毎月温度日日晴雨農作養蚕吉凶又年中厄日天災地變暴風雨及海難火災自身洪水病難各前知年中必要の開運法四十八通其他」とあるもので、暦すなわち12の月がならび、そこに1日から30日なり31日までの日付が並ぶ、日付が主とされているのではなく、1年間を通じてどのような天気なのか、どのような災難が起こるのか、を知るためのものであり、それを記すためにそれぞれの出来事が起きる月日を知るために日付が並んでいる、というまさに高島暦というべきものである。

また、明治35年9月に永楽堂から刊行された松浦国猶『家相方鑑大奇書』の巻末広告に掲載されている神誠館の出版物の広告は、次のようなものである。

神誠館広告

期米相場鑑定書一種類（略）

易学大家従五位高島嘉右衛門校閱 高弟柄澤照覚先生著

明治三十六年暦之友全一冊 紙数百頁一冊正価十五銭

郵税二銭切手代用一割増（略）

附言神易判定の規則

東京市本郷区湯島四丁目五番地高島易断本部鑑定所神誠館

1年間の米相場の予想という荒唐無稽ではあるが、これとても暦ではないにせよ相場の上下を示すべく1年間毎日の日付を羅列した「暦のようなもの」であり、暦でないように見せた略本暦類似品であった。

続いて掲載されている『明治三十六年暦之友』は、明治35（1902）年11月16日『東京朝日新聞』朝刊3頁にも広告を掲載している。

従五位高島嘉右衛門先生校閱高弟柄澤照覚先生著

三十六年暦之友

紙製九十頁価郵税共十八銭国書は開闢以来神代御歴代伊勢大神宮の全景並全作毎月氣候温度日々天候や首暴風前知国家豊凶農本養蠶吉凶米価毎月高低人々の運氣毎月日取吉凶其他年中必要の件三十余通り掲載実に重宝の書也

売捌所東京神田須田町廿六（電話本局二六九番）永楽堂

いずれも、略本暦類似の疑いをかけられないために工夫を凝らしたものであるが、神誠館がこの頃に発行した出版物はたびたび取り締まられており、発禁処分を受けている。

明治35（1902）年12月20日には『明治三十六年日取新旧対照』が発禁となっている。

官報5841号（1902年12月20日）

内務省告示第四百号

一明治三十六年日取新旧対照表 全一枚 本郷区湯島四丁目五番地 柄澤照覚 発

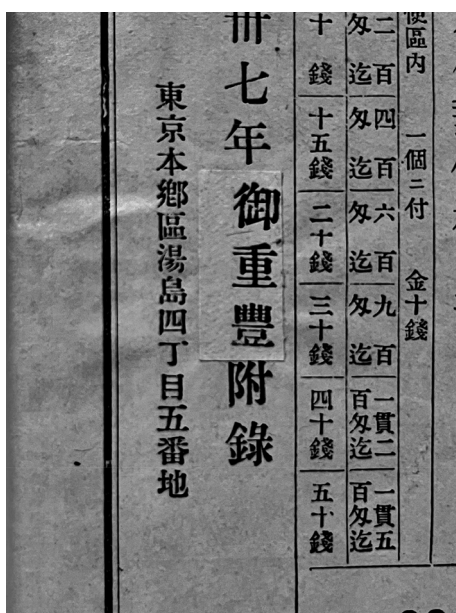


写真1

行

右出版物ハ略本曆類似ト認ムルヲ以テ其ノ発売頒布ヲ禁ス
 明治三十五年十二月二十日 内務大臣 男爵内海忠勝

新曆と旧曆を対照させるという、タイトルからして略本曆類似を想起させるものであり、発禁の事情を推察させる。他にも、明治36（1903）年11月12日に『明治三十七年曆之友』²⁶、11月14日『明治三十七年御重寶』²⁷と、立て続けに「略本曆類似ト認ムルヲ以テ其ノ発売頒布ヲ禁」ぜられた。架蔵の明治36（1903）年発行『明治三十七年御重豊』と題された冊子の奥付には、「曆之友附録」と記載された「曆之友」部分の上に「御重豊」の紙が貼られ訂正されている。商標登録した「曆之友」だが、発禁となったために急遽対応を迫られたものだろうか。結果として『御重豊』が「御重豊附録」と、それ自身の附録になる不思議な構成になっている。（写真1）

この「曆之友」や「御重豊」が戦前の高島曆の端緒であり、曆注はもとより、九星、観相、家相、風水等の占い情報に、郵便、電信等の雑多な生活情報を合わせて掲載した曆類似の小冊子に、さらに当時すでに評判であった高島嘉右衛門の易との関連をうかがわせるかたちで刊行した嚆矢であった。多くの後続出版物を産んだ。

神誠館の成功を受けて、先に例示した②高島易断をその名に関する組織により発行される曆書または曆類似書、すなわち、タイトルに高島とはなくても発行元が「高島易断総本部」などといったものがこの後続々と発行された。

明治38（1905）年5月22日には、品名丸薬、錠剂、煉薬、水薬、膏薬、煎薬、散薬「神々印」を第23436号にて商標登録して事業を拡大するとともに²⁸、明治39（1906）年7月12日に書籍販売業として神誠館を東京市に登記する²⁹。

柄澤照覚の手法として、マークや書名を商標登録することが挙げられる。すでに明治33

(1900)年10月26日に書籍名「暦之友」を商標登録したのを皮切りに³⁰、実名の柄澤庄八名義で立て続けに商標登録をしている。明治36(1903)年10月26日に、品名第56類書籍として鶴と亀の意匠を施した丸いトレードマーク(鶴亀印)を第20275号にて商標登録³¹した。この鶴亀印のトレードマークは、その後神誠館の刊行する高島暦に商標登録されている旨、権利侵害に対する警告とともに必ず印刷されるようになる。

さらに上述の『御重寶』を、明治39(1906)年8月25日に品名書籍、雑誌として「御重豊」のロゴを第27052号にて商標登録³²、続いて明治40(1907)年10月3日品名書籍として「御壽寶」のロゴを第30700号にて商標登録している³³。この後、様々なタイトルの類似出版物を刊行するが、発禁処分等を経てこの「御壽寶」のタイトルで発行されたものが定着し、大正6(1917)年には「一昨年の如きは十五銭の値で三十八萬部を二三ヶ月の間に賣つたと云ふ」³⁴ほどの売り上げであったらしく、戦前の高島暦の代表的存在となる。後発の神宮館で造暦を担った山田照胤は「それを明治四十二年までは誰も真似をする者がなかつたわけです。(略)そのうちに、今の神宮館の主人公木村茂一郎という男が私に、『こよみを書かないか』ということでしたが、しかし唐沢君がやつているからそんな真似をしたらいけない、そういうものではない、こういうものでもないといつて、書いてみようといつて、書き初めたのが明治四十二年に御重宝という名前で九星の運勢暦を書き初めた。」³⁵と述懐する。

明治41(1908)年11月30日付で品名丸薬、散薬、煉薬、錠剤として「五神丹」のロゴを第34338号にて商標登録³⁶。郷里で五社稲荷を祀っていたという³⁷ところから、神誠教会(及び神誠館)の売りとなすべくこの「五神」をとったものだろうか。大正10(1921)年1月22日「運氣豊凶便覧」書籍名商標登録³⁸、大正10(1921)年3月18日「鶴亀」「農家暦」書籍名商標登録³⁹、大正10(1921)年12月17日「九曜星」書籍名商標登録⁴⁰、大正13(1924)年11月25日「御寶」書籍名商標登録⁴¹と昭和5年(1930)11月にはその名も『昭和六年高島暦』を刊行している⁴²。

このように、柄澤照覚の『御壽寶』は、決して当初から「高島暦」として構想されたものではない。山田は「唐沢君が運勢暦を作つたときには、運勢暦という名目でごま化されたようです」と述懐する⁴³が、実際には、度重なる発禁を繰り返すことで内容や体裁を整え、「高島暦」の先駆けの地位を手に入れたのである。

4. 高島暦とお化け暦、重宝記

小池⁴⁴がお化け暦を論じるなかで、「実際には暦という文字を巧みに避けて発行されていた」というのと同様に、名称においても、お化け暦と同様に、「御重宝」や「御重豊」といったように、暦なる語を避けた名称が選ばれていることがわかる。小池は「九星を中核に据えた九星系」、「農家などの正業に至便であることを強調した農家系」などと並んで、「こうした知識によって財産、すなわち宝が得られることを主張したいのか、宝という文字を組み込んだ宝系とでもいえるような」命名のしかたがあるといい、『御壽寶』はまさに宝系の命名であるといえよう。

お化け暦とは、単に略本暦に似せることで販売を狙っていると同時に、取り締まりを逃れるべく発行者が住所氏名を頻繁に変更するためにその実態がとらえがたいことも特徴のひとつである。しかし、高島暦の場合は高島易断あるいはそれを冠する事業所のブランドが販売の売りの一つなのであり、易占業の広告の役割も果たしていることや、その他の生活知識も

掲載することで、お化け暦のように逃げ隠れすることはなく、取り締まりを受けながらも規制と妥協しつつ販売を継続する手立てを講じていたのである。明治30年代から実は「高島暦」もお化け暦と併存していたことがわかる。

高島暦は、「お化け暦」との関連を含めて暦の方面からのみ言及されてきた。しかしながら、この命名法から「重宝記」類との関連も同時に考えることができるであろう。長友千代治は『重宝記の調方記——生活史百科事典発掘』（臨川書店、2005）で、重宝記を「一般民衆の日常生活に必要な各種の知識を、百科事典式に列挙した」「生活の便利帳」としている。実際、『御壽寶』に収録された内容をみると、名称だけでなく、手相、人相などの占いに関する知識、さらに度量衡表や通信料金一覧など生活に必要な多彩な情報が掲載された。暦類似の規制を避ける意図で付け加えられた可能性もあるが、重宝記的な情報のまとめかたであるといえよう。長友は江戸時代から明治大正昭和にかけて重宝記・調方記と題されたジャンルの書物をリスト化して解説するなかで、『御壽寶』の後続出版物である、山口凌雲の神栄館『御重宝』を掲載している。長友はそのタイトルに「重宝」を含むか否かのみを採録の基準としていると思われ、それゆえに『御壽寶』をはじめとするその他の高島暦類は掲載していないが、神栄館の『御重宝』もその他と同じ体裁で類似重宝記の一種でもあるといえよう。

高島暦は暦の類似品であるが、単に本暦が捨てた陰暦や暦注を収録することで略本暦に求められていたそれらの役割を補完していただけではない。「お化け暦」のみに着目すると確かにそのようである。しかし、暦以外の様々な生活情報を掲載する『御壽寶』をはじめとする高島暦がこうした重宝記の系譜にあるがゆえに求められ売り上げを伸長すると、神宮による略本暦側もそうした需要にこたえるような作りになる。すなわち、高島暦に掲載されている度量衡表や通信料金一覧、帝国各地の気象（最高最低気温、入梅時期等）度量衡表など、本来の暦とは無関係な情報も掲載するようになるのである。「暦類似」として取り締まっていたわけだが、むしろ略本暦のほうが『御壽寶』をはじめとする高島暦に類似する内容を取り込んでいき、「高島暦類似」となっていく面があるといえるのではないだろうか。

5. 神仏両教の呪法マニュアル

柄澤照覚は神誠館から、「高島暦」の頒布のみならず、易学教授のほか、各種まじないのマニュアル本を販売した。

明治36（1903）年11月3日の『読売新聞』朝刊18頁広告には、『一代運氣鑑定』の広告が次のように掲載された。

第十七版役拡大博士売価三十五銭 郵税／開運之名説高島吞象翁門人 雲陽大学士柄澤照覚先生著／一代運氣鑑定 洋装菊版美本／全一冊／価格金五十銭／郵税四銭／本書ハ著者が多年学理の研究実地応用の経験に依て編纂せしものなり／書中ハ人の一代運勢の強弱其身に備はる適業の撰定身分の居所運ハ初／年中年並に年割月割吉凶ハ一代毎年毎月の運氣日取吉凶に至る迄明細／に鑑定し及び家相方位商法必商毎日高低毎年国家豊凶其他必用百余通／売捌所 東京市神田区須田町二十六番地 永楽堂

また、明治39（1906）年には神誠館から「従五位高島吞象翁先生門人柄澤照覚先生著」『実験秘法神伝開運百種』を刊行、いずれも開運法に関する書籍である。全く根拠のない称号で

あるが、この時期、自ら「陰陽大学士」を称する。

『神理療養強健術』を刊行すると、同時代を代表する霊術家のカタログである『霊術と霊術家』は、柄澤照覚に対し「誰れだつてこれまで同君が心理療法乃至心靈療法を習つたことを聞かなかつたが、『幼少より各高山に登り、禊や宮籠り、あるいは千尋の瀧にて水行を為し、或は仙窟に入りて木食及び断食の修業を以て唯一の樂みとせり。其の靈験に依つて実験的に修証体得し実に妙域に入れり』といつているが、自分免許、自称天狗は、昭和の今日誰れだつて信用はしない」⁴⁵と、辛辣な評価を下す。この評価でも言及されている通り、実際に彼の療法がどのように行われたのか、彼がどのようにその技術や知識を得たのかについて詳細をうかがわせる客観的記録などが全くない。これは、佐藤六龍が「どのような占いをたてたのかわからない」というように、占術家としての実態は不明であることと共通している。神誠館では柄澤以外にも複数の易者が易を立て、相談に乗っていたようである。「今では易断の方は辻井乙八と云ふにまかせ」ていたり⁴⁶、特に中村白誠という易者は「湯島神誠館の柱石と認められて有名」であつたらしい⁴⁷。また、柄澤照覚の著した易書は柳田幾作によるものであるという指摘⁴⁸も繰り返しなされており、彼自身の知識や技術に関しては懐疑的な論述が少なくない。それと同時に、宗教家としての中心は見えない。雑多な宗教知識や呪術知識を集めたマニュアルの出版にとどまるものであるといえるが、むしろそれゆえに、後に八幡書店をはじめとする出版社から復刻版が出版されることになったのだといえよう。

同時に、柄澤照覚のビジネスモデルは世俗的な成功、金銭的な興隆、事業の繁栄、株式米市場への投資とその成功への関心に乗じるものであつたといえる。

「会員大募集／現神術の妙用／米株売買必勝二十年來米株幾多相場書も著し其研究の苦心慘憺たる苦境と懸命の大研究を為し遂に神勅に因て授かり靈感降神の妙法也○葉書申込次第説明書並に今年の諸物価大予言書一千部限一冊送呈武蔵国京浜中央鶴見稻荷山鶴見陰陽寮」⁴⁹というような出版物が示すように、米をはじめとする相場の予測や経済的な成功法が神誠館・神誠教の売り物の一つであつた。なお、神誠教会には複数の部門を少なくとも名義上は有していたようで、その一つが陰陽寮であり、出版物の刊行を担っていたようである。もちろん古代律令制由来の官庁との関係は全くない。

このころ、柄澤照覚は占い師や祈祷師を集めた人名録の編集を企図していた。明治39(1906)年の新聞に「大募集／日本有名神職陰陽士人名録出版此度全国中の神職行者易学陰陽士総て人に祈祷或ハ吉凶を与る諸士十余万の人名録を出版致し度に付斯道に従事する諸氏ハ住所氏名を端書にて大至急御通知せられるべし／発行所東京本郷区湯島四丁目五番地従五位高島易断所神誠館」⁵⁰という広告を出す。柄澤照覚は占い・暦をはじめとする「情報産業」としての側面に着目したのであろう。

6. 柄澤照覚と御嶽教管長問題

明治41(1908)年東京府の認証により御嶽教の教会として神誠教会を設立⁵¹した。大正11(1922)年に鶴見東寺尾の稻荷山なる地に支教会を設置し、後に神誠教会の本部とした⁵²。

令和5(2023)年現在は神奈川県住宅供給公社の集合住宅が建つのみでその面影は残っていない。

先に触れた河瀬蘇北は、柄澤照覚に対し辛辣な評価を下す⁵³。

二三の同役と呼応して御嶽教乗取りを策し、とうへアノ駿河台の高荘な同教を叩きつ
ぶして、今は見る影もないものにしてしまった。そして御嶽教にはロクな御賽銭も上が
らぬと見るや、神誠教会本院々長様になり済まし、起死回生神理療法といふ講義録を発
行し出した。

この評に先立つ数年間、御嶽教では管長職をめぐるトラブルが続いていた。第6代管長に
就任した中山忠徳は、御嶽が「三太氣」を意味するとして造化三神を主祭神に位置づけ、木
曾御嶽山に由来する靈性を否定して、「神道化」することに尽力した。中山は、光格天皇の
第六皇子で中山家に臣籍降下した中山忠伊を祖父に、その子である中山忠英を父に持つ家柄
を誇っていたが、彼の出自に疑義を持つ声があがった。一度退任することになるが、教師た
ちにより改めて推挙された。『報知新聞』紙上では「御嶽教管長問題 御嶽教の各教師が管
長に推挙した中山忠徳氏は一旦文部省の許可を得たが、1ヶ月程度で認可を取消され、尾前
廣吉氏が事務取扱を命ぜられたので問題となり、尾前氏の弾がい運動まで起されたが結局調
停者等が立つてそのままとなっている」⁵⁴と報じられ、文部省はあわせて尾前廣吉を事務取
扱に認可しており、これが混乱に拍車をかけていたという。

尾前は目黒で易者として「尚運堂」を開業する教師であり、大森区の区議を務めていた。
また駿河台にあった本部を尾前の拠点である目黒に移しており、新たな大祈殿建造のために
多額の寄付を全国の教師から募っていたという。また、尾前も易者であることから、柄澤が
これを扇動して資金を得ようとしていたというのが『靈術と靈術家』の言わんとするところ
であろう。尾前廣吉と柄澤照覚は、『陰陽新聞』紙上⁵⁵において合同で広告を掲載するこ
ともあった（写真2）。単に名をつらねるにとどまらず、顔写真を並べているなど、関係の深
さを伺わせる。当時の御嶽教では、易者・占い師が一定の勢力を占めていたのかもしれない。

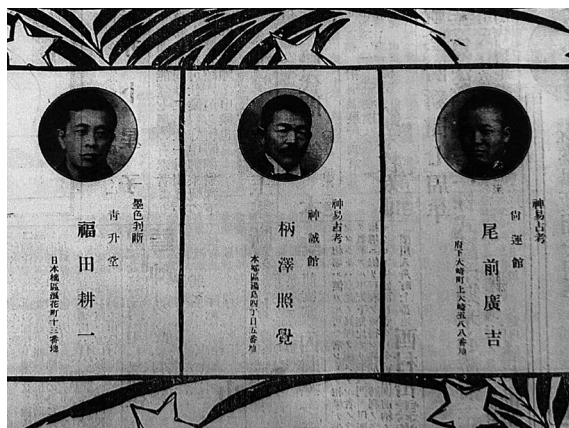


写真2

7. 戦時体制と柄澤照覚の死没

戦時体制を迎えて用紙が不足するようになる。また、昭和16（1941）年には柄澤照覚による高島暦販売も変化を見せるようになる。

昭和16（1941）年5月、内務省の「偽暦記事掲載出版物取締に関する件」なる通知により、六曜、九星、十二直、二十八宿、方位、吉凶などが掲載された暦印刷物の発売禁止が命じられた。

『読売新聞』昭和16（1941）年5月3日夕刊は「“九星”や縁起を抹殺 太陽暦一本槍に迷信打破・陰暦は一切認めず」と題して次のように報じた。

日本に古来からの習慣として伝わっている友引とか仏滅などといういわゆる“日の縁起”や一白水星、九紫火星とかいう九星など暦に付随しているいろいろな因習は単なる迷信に過ぎないというので内閣情報局（内務省検閲課）では、こうした時代に逆行する旧習を打破するため検閲当局で暦からこれを抹殺すると同時にこのような迷信が付き易い陰暦（旧暦）を一切認めず太陽暦（新暦）の一本槍で臨もうという画期的な新方針を樹て目下その準備を進めている、これが実施に当っては旧暦に従って農事を行っている農村などは一時的な不便は免れない嫌があるので情報局が音頭をとり、農林、厚生、内務各省、大政翼賛会と協力して大体今秋ごろから新暦に基づく新生活運動を全国的に展開する意向である

出版物からまづ取締る 高橋内務省検閲課長談 「大安など、ということは縁起をかつぐだけのことでこれを暦から抹殺するように研究している同時に陰暦を廃して太陽暦のみを許可すること、し暦の暦などを無届出版するものは取締る、太陽暦を全面的に採用すると農村などの季節の行事に合致しない点もあるが極力新暦の普及方策をとる、大正初期に一時取締ったことがあったが農村の特殊事情によって漸次くづれてしまったので今度は関係方面と協力して太陽暦にもとづく新生活運動というようなことをやりたいと思っている」

また、『読売新聞』昭和16（1941）年6月1日夕刊4頁には、「高島易断」と高島暦が名指しされている。

“日の迷信”抹殺 街の暦発禁に 十干十二支は残す

暦からくる迷信を打破するためわが国に古来からの慣習として伝はつてきたいはゆる“日の縁起”の抹殺に乗出した内務省検閲課ではいよいよこれを来年の暦から実施することになり卅一日付で全国地方長官宛にこれが取締方を通達、一方既に発行されてみた高島易断ほか二種の□暦〔判読不能、偽暦か〕（相性、運勢、方角などの暦）を発禁処分にした／今回禁止されたものは陰暦に付随してゐた六曜（先勝、友引、先負、仏滅、大安、赤口）さんりんぼう等の日に対する迷信、九星、五行（木星、火星、土星、金星、水星）等で内務省当局では最初太陽暦一本槍で臨む方針であつたが農事などの関係でまだ一部に必要な陰暦（月齢）及古書の判読に役立つてゐる十干十二支は当分これを許すことになつた／つまりカレンダー等には太陽暦と旧暦日並に干支は差支へないが友引、仏滅とか一白、二黒、木星、土星など、いふものは一切禁止されるわけである

この通知により、柄澤照覚は『御壽寶』を、少なくとも従来の形式で刊行することはできなくなった。これまでは、暦の形式をとること、すなわち日付を羅列することを避けることで非正規の暦としての取り締まりを免れていた。しかし、今後は六曜や九星などを日付と対応させることが取り締まりの対象となるというのである。

柄澤照覚は、昭和16（1941）年、『翼賛行事便覧 昭和十七年』を刊行した。タイトルが

大きく改められただけでなく、それどころか、内容においても九星をはじめとする運勢や易占の知識、年間の予想予測の類が排除されている。

しかしながら、これでは需要にこたえることはできなかったのであろうか。筆者は昭和18(1943)年以降のものを確認できていない。

柄澤照覚は、昭和19(1944)年に没した⁵⁶。

柄澤照覚には子の正義があり「当神誠館は明治廿七年父柄澤照覚の設立せし処にして君は其長男明治廿五年十月卅日新潟県中魚沼郡上野村に生る大正二年我國易断の泰斗高島吞象氏に就き……」⁵⁷と、親子で吞象に入門し、戦前の一時期は神誠館で出版を担っていたようであるが、柄澤照覚没後の神誠館、神誠教は、孫の正一郎が継いだ⁵⁸。昭和22年神誠教教主就任、直後の教団機関誌では教団の立て直しを宣言した⁵⁹。終戦後も昭和23(1948)年9月23日付の読売新聞に「◎創業 明治廿五年／◎権威と責任を誇る鶴亀印／昭和廿三年御壽宝／特約販売店募集／部数に制限有至急申込み／れたし見本廿円乞ふ送金／横浜市鶴見区稲荷山高島易断講究総本部神誠館」なる広告が見え、神誠館としては継続して高島暦『御壽寶』の出版を継続した。神誠館・神誠教は平成12(2000)年ころまで鶴見区西寺尾の地に本部を構え続けていたようである。『昭和三十年御壽寶』(架蔵)によれば裏表紙には「仮事務所湯島」印刷は神宮館とある。戦後湯島は事実上撤退し、実際の印刷は神宮館に委託したのだらう。

8. おわりに

戦後に暦が自由化されると、神宮暦を頒布する神社もある一方で、多くの神社がこぞって自前の暦を印刷頒布したり、その名に「神社暦」などと冠した冊子を入荷し頒布したりするようになった。それらには六曜や九星、方位の吉凶などが掲載されており、かつては偽暦とされて取締の対象となるようなものである。こうした情報の需要に対する供給はまさに高島暦が担っていたものであり、神社における暦を考えるうえでも高島暦は等閑視できるものではなかろう。公許を得たとまで錯覚させるほど普及した「高島暦」の先駆者が柄澤照覚であった。

明確に宗教団体あるいは自ら宗教家として活動した点で易者であり暦書販売業者であった柄澤は、後発の木村による神宮館や村瀬による神栄館などのように出版を業とするのみにとどまらなかった高島暦から離れて柄澤照覚のビジネスを考えると、同時期で言えば日本仏教新聞社、小野清秀、後の時代で言う八幡書店のような呪術マニュアル類を特徴とする出版社との類似関連を、今後検討すべき題材であるといえよう。実際に小野清秀は柄澤照覚の著作に序文を寄せており、八幡書店は柄澤照覚の著作を復刻している。こうしたマニュアル類出版の系譜を考える時、やはり柄澤照覚と神誠館は重要であらう。しかし、占いから演繹された教理や教義、宗教観を基にしたものではない。彼自身が著し販売したマニュアルに倣うようにも見えるほどその内実は不明なままである。彼自身がそれらを正統に身につけたか否かはともかく、易・家相・観相等の各種占い、神道、仏教に関わる呪法や修行法のマニュアルを多数刊行した。柄澤照覚は彼の個人的な経歴を詳細に明らかにしなかったものの、かえってこうした多くの知識が修行等によって彼自身の身についたものか否かが問われることがなく、彼の成功の背景にそれを幻視せしめることになったのではないか。おそらく彼自身は正統な仏道修行や神道との関係はなく、種本をもとにしてまとめたものだったのであろう。

宗教団体としての神誠教自体は衰退してしまっただけでなく、かつて教団本部のあった横浜市鶴見区西寺尾の地には集合住宅が建てられ、本部もそこに入居していたが平成12(2000)年頃に退

去しているが、千葉県市原市にある鶴舞神誠一心大教会のように、柄澤照覚から易を学び教会を興したという事例もある。

暦が規制されていた時期の脱法的な陰暦及び暦注供給から暦が自由化されたのちのそれという点で①の高島暦について「『お化け暦』から『高島暦』への変化」という単線の変化が読み取れよう。しかし、戦前のものを典型として「暦」であることを巧妙に避けた②については「お化け暦」と併存しその需要を共有しましたそれぞれ別の需要を満たしていたといえる。こうした需要と供給のありかたについてはさらに検討する課題がある。

注

- 1 佐藤六龍「高島暦と柄沢正覚——『高島暦 誕生秘話』『占いを愛した人たち』（香草社、2018）は、百余冊とする。なお、タイトルの「正覚」はママ。また、佐藤は本文中でも一貫して「正覚」と表記している。
- 2 下村育世「昭和戦中期の暦——暦と大麻の頒布強制と頒暦数の急伸」『高崎経済大学論集』第62巻第1号（2019）103頁
- 3 紀藤元之介『乾坤一代男 高島嘉右衛門』（東洋書院、2006）
- 4 片岡紀明『易断に見る明治諸事件』（中央公論社、1995）314頁
- 5 小池淳一「『お化け暦』の発生と展開」『歴博』第210号（2018）12～15頁
- 6 『神通力修行の秘伝・仙授実験神通術奥伝』（1981）、『神仙術靈要録・神仙術秘蔵記』（1981）、『鎮魂帰神建国精義入神奥伝』（1981）、『六根清浄大祓図会・中臣大祓図会』（1982）、『安楽伝授法』（1982）、『神理療養強健術』（1982）、『実験秘法神伝開運百種 神拝祭式加持祈祷神伝』（2000）の7点。
- 7 『宗教各派秘密法門総攬』（1980）、『易学講座』（1981）、『家相方位図解大全』（1982）、『人相・手相五体相学図解・提要協紀弁方書訳解』（1982）の4点。
- 8 『神仏秘法大全 復刻版』（2000）、『神通力修行の秘伝 神拝祭式加持祈祷神伝 復刻版』（2000）、『神術靈妙秘伝書 復刻版』（2000）、『神理療養強健術 復刻版』（2000）、『神通術六想観秘伝 仙授実験神通術奥伝』（2001）、『易之極意 復刻版』（2005）、『神仙術秘蔵記 神仙術靈要録 復刻版』（2005）、『八門遁甲秘伝 復刻版』（2006）、『神通自在契機大占貨殖伝 復刻版』（2007）、『鎮魂帰神建国精義入神奥伝 復刻版』（2008）、『稲荷大神靈験記；夢判断実験書 復刻版』（2009）の11点。
- 9 志村有弘編『神拝祭式加持祈祷神伝・淫祠と邪神・霊界奇蹟秘術總覽』（勉誠出版、1998）
- 10 『読売新聞』1908年1月17日朝刊
- 11 成瀬麟、土屋周太郎編『大日本人物誌 一名・現代人名辞書』（八紘社、1913）カ之部99頁
- 12 河瀬蘇北『現代之人物観無遠慮に申上候』（二松堂書店、1917）382頁
- 13 下村育世、石川律子「、心道の教祖熊崎健翁の人生史 その思想形成と活動の変遷」『一橋社会科学』第2号（2010）
- 14 高島長政「吞象顕彰事業に寄す」『易学研究』（1956年1月号）は「存命する者を列記する」として、細野生二、小玉卯太郎、七戸緩人、長島浜吉、長島忠蔵の5名を列举し、「当家に於て確認する者」とする。また、彼は占業における二代目高島徳右衛門の権威も決して認めていない。
- 15 河瀬蘇北『現代之人物観 無遠慮に申上候』（二松堂書店、1917）381頁
- 16 『陰陽新聞』第64号（1913年2月）7頁。なお『陰陽新聞』をはじめとする、「陰陽」に関わるメディアについては別の機会に検討を予定している。
- 17 『陰陽新聞』第69号（1913年7月）7頁
- 18 上之郷利昭『教祖誕生』（新潮社、1987）
- 19 『大衆人事録』（帝国秘密探偵社、1942）302頁
- 20 交詢社編『日本紳士録 第14版』（交詢社、1910）261頁
- 21 「全国銀行会社録」交詢社編『日本紳士録』（交詢社、1913）42頁

- 22 帝国興信所 編『帝国銀行会社要録 附・職員録 大正3年（第3版）』（帝国興信所、1914）
- 23 紀尾井坂に本拠を置き、易占業界では一定の存在感を有していたようである。
- 24 注1と同
- 25 柄澤照覚『神誠教祭神之由来 訂正7版』（神誠教会、1918）21丁表
- 26 官報6100号内務省告示第八十四号
- 27 官報6112号内務省告示第八十六号
- 28 『日本登録商標大全 第2輯上巻』（東京書院、1912）
- 29 官報6913号
- 30 東京書籍商組合編『出版年鑑 昭和10年』（東京書籍商組合、1935）64頁
- 31 『日本登録商標大全 第六編』（東京書院、1905）
- 32 『日本登録商標大全 第2輯下巻』（東京書院、1912）
- 33 注32と同
- 34 河瀬蘇北『現代之人物観 無遠慮に申上候』（二松堂書店、1917）382頁
- 35 「暦の話」『民間伝承』215号（1956）24頁。この記事では柄澤を「唐沢」、木村茂市郎を「木村茂一郎」と表記している。
- 36 『日本登録商標大全 第3輯上巻』（東京書院、1912）
- 37 郷里の五社稲荷のほか、伏見稲荷を崇敬しているようである。
- 38 東京書籍商組合編『出版年鑑 昭和10年』（東京書籍商組合、1935）65頁
- 39 注38と同
- 40 注38と同
- 41 東京書籍商組合編『出版年鑑 昭和10年』（東京書籍商組合、1935）67頁
- 42 東京書籍商組合編『出版年鑑 昭和6年』（東京書籍商組合、1931）244頁
- 43 「暦の話」『民間伝承』215号（1956）24頁。
- 44 注5と同
- 45 霊界廓清同志会編『霊術と霊術家 破邪顕正』（二松堂書店、1928）98～100頁
- 46 「運命の謎（三）」1913（大正2）年5月31日『読売新聞』朝刊
- 47 『陰陽新聞』第16号1909年7頁
- 48 注1と同
- 49 『朝日新聞』1922年2月16日夕刊
- 50 『読売新聞』1906年1月18日朝刊、『朝日新聞』1906年1月11日朝刊
- 51 柄澤照覚『教典 信仰修養の手引』（神誠館、1939）95頁。なお、『神誠教会祭神之由来』第7版（1918）及び『神誠教の大綱』（1932）では明治24年との記述がある。しかし、この時期の柄澤照覚はまだ上京前で、郷里の新潟にいた頃であり、そのまま受け入れるのは難しい。
- 52 寺谷町高台に在り、稲荷大明神を奉祀する教会が建設されて居る。彼の伏見稲荷にならひ、鶴見稲荷山と称し、その建物は、本院、奉斎殿、陰陽寮、命婦の宮、神霊窟其他稲荷五社の小宮あり、会長は大教正柄澤照覚氏で、祈祷及神慮伺ひ判断をなす由である。『鶴見興隆誌 史跡名勝社寺篇』8～39頁
- 53 注45と同
- 54 報知新聞社調査部編『報知年鑑 昭和3年』（報知新聞社出版部、1927）438頁
- 55 『陰陽新聞』第69号（1913年7月）12頁
- 56 柄澤照覚の死亡を伝える記事等を直接確認できていないが、『神誠教報』昭和22年第1号に、「間もなく三年祭」の記事がある。
- 57 帝国秘密探偵社 編『大衆人事録 第3版』（帝国秘密探偵社、1930）カ之部103頁
- 58 協同出版社 編『現代出版文化人総覧 昭和18年版』（協同出版社、1943）136頁
- 59 『神誠教報』第1号（1947年3月）